

# 沈砂池に転落した 幼児の行動の予見可能性

— 一般国道四七五号沈砂池幼児転落損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課訟務係

はつね

道路の設置管理瑕疵に関する事例では、穴ほこのある道路のように物的瑕疵の存在が明らかであるような場合だけでなく、物の状態をみるだけでは瑕疵の有無を即座に認定することが困難な場合も多く存在する。幼児を始め高齢者や障害者の方々などが転倒するなど事故を十分防止しえない道路の構造などが、その例である。道路の設置管理瑕疵の判断に当たっては、これらの被害者側の事情も重要な要素となることは、そのリーディングケースとして有名な神戸市道防護柵不全児童転落事件（最判昭和五三年七月四日）、その考えを踏襲した駅ホーム視力障害者転落損害賠償請求事件（最判昭和六一年三月二五日）が示すとおりである。

このように被害者側の事情が瑕疵の判断要素となる場合、①周辺施設の状態や利用状況、②当該営造物の構造における危険の程度、③被害者の行動が通常予測できる範囲内か否かということをも

別具体的に検証していかなければならない。特に、駅ホーム視力障害者転落損害賠償請求事件で最高裁は、視力障害者による当該施設の利用状況にかんがみ、事故当時、点字ブロックの標準化・普及の程度も管理瑕疵の判断において重要な判断要素となる旨示唆している。

また、前掲昭和五三年判決の最高裁調査官解説は「人が社会生活を営むうえで、どの程度に対しいかなる責任分担をすべきか、という観点からも本件事故の責任配分について考察する必要がある。……仮に子供の遊び場として常態化し、本件防護柵を越えて転落する子供の事故が続発しており、そのために付近住民から安全対策をとるよう陳情が行われるなどして道路管理者にもその事情が了知されていたにもかかわらず、放置されたというような事実関係であれば、右防護柵は子供の転落事故を誘発する危険な営造物という評価の余地を生じ、更に安全な金網の設置などの措置を講じない限り瑕疵あるものとされる可能性も考えられる」と述べ、国賠法二条の責任の範囲、そして

その利用者の責任の範囲との調整という、いわゆる責任の守備範囲論や設置管理者の義務違反的理論構成に強い影響を与えている（行政判例百選Ⅱ三三〇ページ）。

道路は、歩行者、自転車、自動車など公の営造物の中でも特に利用者が多岐に渡り、かつ、最も多くの人に利用される公共性が極めて高い施設であり、周辺住民の日常生活の維持存続に不可欠な便益を提供している。道路の設置管理に当たっては、道路利用者の通常予見できる行動を基本としつつも、各道路の供用目的や利用状況等を勘案した木目細やかな配慮が重要である。

今回は、歩行者がほとんどない農耕地帯で休耕地に隣接する一般国道四七五号（東海環状自動車道）の工事箇所内に設置した沈砂池に幼児が転落した事例を取り上げる。管理瑕疵の判断において、裁判所が如何なる視点から検討を加えているのか、道路管理における視点として参考になりたい。

## ポイント

〔二審判決〕 平成二五年一〇月二三日

名古屋地方裁判所岡崎支部 請求棄却

原告…個人

被告…国

〔三審判決〕 平成二六年四月一六日

名古屋高等裁判所 請求棄却（確定）

表 当事者の主張（道路管理者（国）の責任について（国賠法2条論）

	原告	被告
管理 瑕疵 判断 の 要素	国賠法2条の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいうが、かかる瑕疵の存否においては、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきものである。	
ア 本 件 沈 砂 池 場 所 的 環 境	本件沈砂池のある西加茂郡藤岡町は、名古屋市・豊田市のベッドタウンとして人口増加が著しく、急速に宅地開発が進んでいる地域である。本件沈砂池付近の農道は車両が時々通り、近所の住民がよく散歩している。	住宅地は、本件工事現場から東西に200メートル～300メートル離れた位置にあり、本件沈砂池付近は、都市計画法、鳥獣保護法等の規制から、開発行為が極めて困難な状況にある。農道の未舗装部分がほとんど誰も通ることはなかった。
イ 本 件 地 工 事 住 民 へ の 周 知 状 況	藤岡町では、急激に人口が増加し、地元自治会に加入していない転入世帯が多くあることから、中部地方整備局名古屋四国道事務所（以下「名四事務所」という）は、自治会の「工事だより」に掲載するのではなく、直接、本件工事現場付近に居住する住民に対して、危険性を知らせる必要があったにもかかわらず、これを怠った。	名四事務所は、工事開始前に藤岡町の関係者を対象に地元説明会を開催し、住民からの要望窓口についても説明した。 また、工事期間中は、「工事だより」を月1回発行し、地元自治体を通じて住民に配布回覧して、工事の進捗状況や施工内容を知らせ、工事箇所への立入禁止等の注意喚起を行った。
ウ 本 件 事 故 の 態 様	幼児が自宅から数百メートル以内の場所に一人で出かけて遊ぶことは日常的なことであり、事故当時、本件側溝には本件沈砂池に至るまで障害物は一切なかったため、身長約1メートルの幼児であれば、体をかがめることなく本件沈砂池内に容易に進入することができる。	本件沈砂池付近が農耕地帯であり、通行人すらまれであったという事情の下では、何人かが本件沈砂池に侵入することなど、到底予測できない。 本件沈砂池は、鋼矢板の上部に設置されたオレンジ色の金網フェンス等により明らかに工事中であると分かるのであり、このような本件沈砂池の内部に本件排水口から進入したとすれば、通常人の予見の及ぶ範囲にない異常な行動である。



本 件 沈 砂 池 の 設 置 又 は 管 理 の 瑕 疵 の 判 断	本件沈砂池の近くには、住宅地、公園、保育園等が存在し住民が農道等を頻繁に散歩している状況があったことに照らせば、被告は、特に幼児等が本件工事現場や本件沈砂池で事故に遭わないよう、十分营造物の安全に注意すべき義務があったのに、これを怠ったものであり、瑕疵があったことは明白である。	本件沈砂池付近は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」が適用される「公衆に係わる区域」（事故が発生した場合、公衆に危害、迷惑の及ぶおそれのある区域）に該当しない（公道と接しておらず、第三者の立入りも予測できない場所）ことは明らかである。  本件沈砂池付近においては、「公衆に係わる区域」とそうでない区域との区分に応じ、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」を踏まえて適正に諸施策の設計・施工を行い、これを管理していたものであり、本件沈砂池が通常有すべき安全性を欠くということは全くなかった。 つまり、被告は、本件工事区域と公衆が接する区域である南北の農道との間には施設付きゲート等を設置することにより完全に遮断し、南側ゲート付近には、「あぶないからはいってはいけません」との文字と工事関係者を示す人物が両手を広げた絵入りの工事関係者以外の立入禁止を示す看板も設置していた。
--	---	--

注）その余の争点（過失割合及び損害額）は誌面の都合上省略した。

■ 原告は、本件沈砂池に子供が容易に進入できる排水口を設けていたことに瑕疵があったとして国賠法2条に基づく損害賠償を請求。  
■ 神戸地裁は、幼児が単独で沈砂池に至ることは、通常予見し得ない行動とし、直ちに本件沈砂池が通常有すべき安全性を欠いていたものと認めることはできない。

事件の概要

平成一二年四月二五日午後五時三〇分頃、原告らの長男（当時三歳）が、一般国道四七五号（東海環状自動車道）工事現場内にある※沈砂池の底に沈んでいるのが発見され、救急車で病院に搬送されたが溺水による呼吸不全のため死亡した。

※ 本件沈砂池は、本件工事が砂防法の砂防指定地域内での工事であり、また、矢作川水系に属する河川流域内での工事でもあったことから、工事中に発生する土砂の流出により周辺河川への被害が生じないようにする目的で、工事区域の雨水を流入させ、土砂を除去した上で区域外の水路へ流出させるために本件工事区域内に設置された施設。

## 判決の概要

### 国賠法2条論

国賠法2条の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいうが、かかる瑕疵の存否においては、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきものである。

#### 1 本件沈砂池の設置目的

(略)

#### 2 本件沈砂池の構造

(略)

#### 3 本件沈砂池の用法

(略)

#### 4 本件沈砂池付近の場所的環境及び利用状況

本件沈砂池には、工事関係者以外の者が近付くことはなく、本件沈砂池の近隣の休耕地も農地の所有者等関係者以外立ち入ることがある程度であった。また、付近の子供が本件沈砂池付近に遊びに来ることはなく、沈砂池付近の休耕地に入り込んで遊ぶ子供もいなかった。

#### 5 本件沈砂池の危険防止措置

名四事務所は、地元自治体を通じて付近住民に「測量のお知らせ」を回覧し、藤岡町の関係者を対象とした地元説明会を開催して、工事の進め方、工程期間及び建造物の概要等を説明するとともに、関係資料を配布し、地元自治体を通じて「工事のお知らせ」を回覧し、本件工事の周知を図った上で、本格的に工事に着手した。

また、「工事だより」を毎月1回発行して、地元自治体を通じて付近住民に配布し、工事の状況を提供して協力を呼びかけるとともに、沈砂池の写真を掲載する等して危険な工事箇所へ立ち入らないように注意喚起を図っていた。

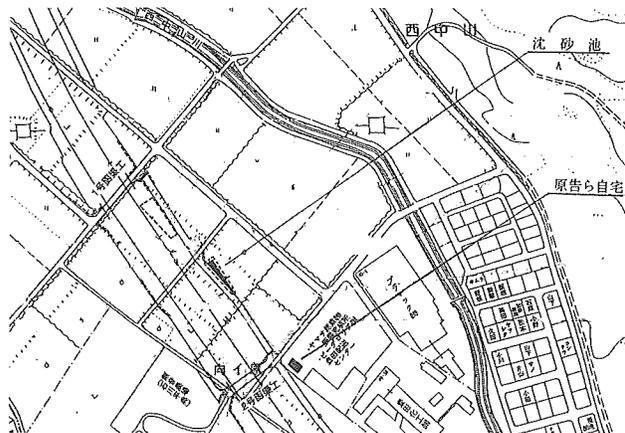
本件沈砂池は、本件工事の関係者のみが利用する施設で、一般人の利用は予定されていないものである上、本件排水口のある場所に到達するには、ガードフェンス等を乗り越えて本件側道に侵入した後、急な下り勾配とこれに続く急な上り勾配の双方を通過して本件沈砂池に至るかしなければならぬのであり、幼児にとっては非常に困難である。しかも、本件沈砂池の近隣の休耕地は立ち入る者もほとんどおらず、まして、子供が遊びに来ることなど全くない場所であった。

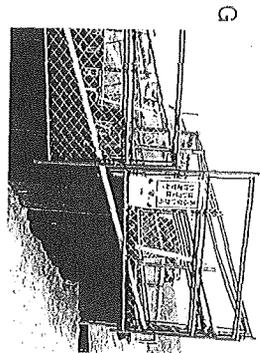
ガードフェンスには、幼児でも容易に理解できる絵入りの立入禁止看板が設置されていたこと及び本件沈砂池の鋼天板の上部には、転落防止のためオレンジ色の金網フェンスが張り巡らされていたことを併せ考慮すれば、本件沈砂池はその目的に沿って通常備えるべき安全性を備えていたというべきである。本件沈砂池の危険性はこのような危険防止措置によって、十分に付近住民に周知されていたものと考えられるので、名四事務所がこの他に付近住民宅を訪問して直接かつ具体的に本件工事の危険箇所等について説明しなければ事故発生の責任を負うものと考えられるのは相当とは言えない。

幼児が単独で本件沈砂池に至ることは、通常予測し得ない行動であるから、同様の事故が発生しておらず、本件沈砂池の危険防止措置について付近住民から何ら改善を求めるような要求もないという事情の下では、かかる通常予測し得ない幼児の行動に備えた措置をとっていなかったことをもって、直ちに本件沈砂池が通常有すべき安全性を欠いていたものと認めることはできない。

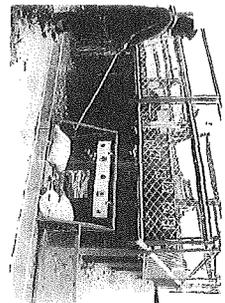
以上より、本件沈砂池は、通常有すべき安全性を欠いていたということではなく、被告には、本件沈砂池の設置又は管理に瑕疵があったとは認められない。

図1 位置図

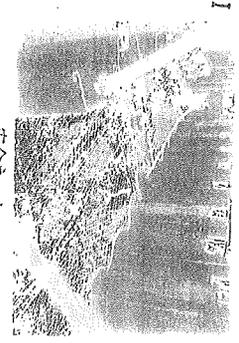




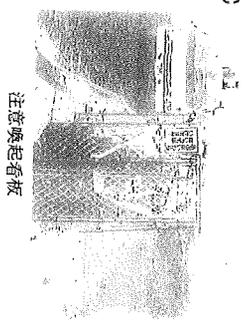
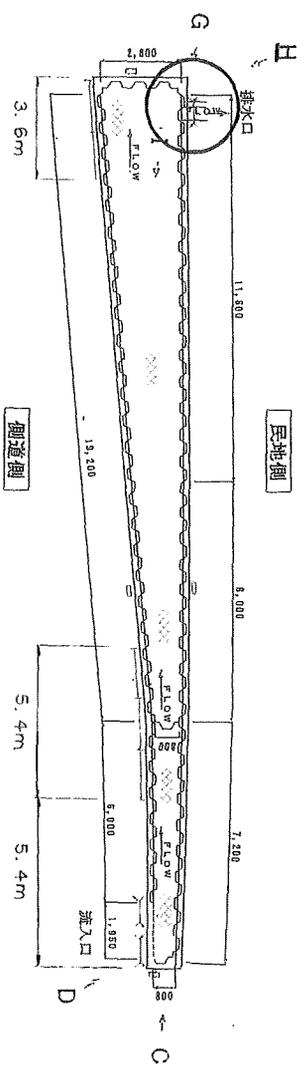
注意喚起看板



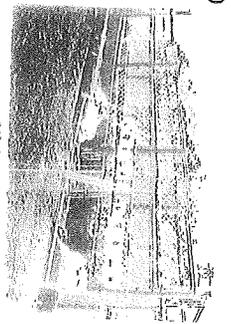
バリケード  
(バリケードは本件事故後に設置)



安全ネット



注意喚起看板



バリケード  
(バリケードは本件事故前から設置)

事故後以降に設置したもの

凡例	甲での名称	乙での名称	設置日	個数
—	防護柵	バリケード	H12.04.26	3枚
—	—	フェンス	H12.04.26	5枚
xxx	防護ネット	安全ネット	H12.05.02	1式
□	看板	注意喚起看板	H12.05.16	4枚

図2 本件流砂池の状況

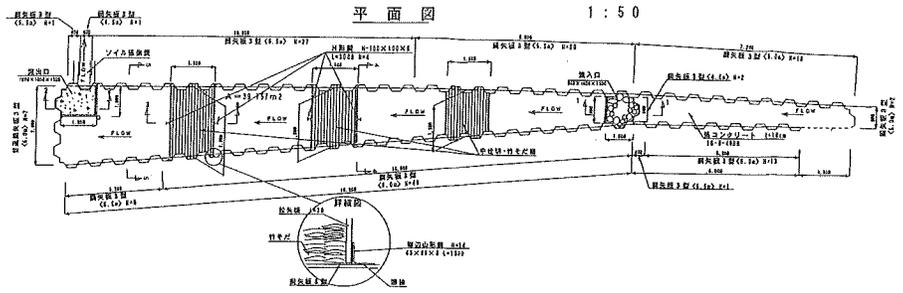


図3 本件沈砂池の構造

今回の名古屋高裁の判決では、原告側の主張が全面的に認められた結果となっている。

道路の管理瑕疵の有無は、危険状況等の具体事

情の総合判断によるが、その際、先にも触れたように、被害側の危険回避能力、危険回避のために採るべき措置など、被害者側の事情もまた重要な判断要素となっている。つまり、被害者側について問題となる行為規範が数々あるのである。特に転落事故の事例などでは、国賠法二条で、その「瑕疵」の有無の判断において問題となる。ため池の転落事故を例にとると、物的形状瑕疵において全く同一のため池であっても、周辺が宅地化されているとか、子供の遊び場が近いというような客観的な場所的状况とともに、「転落した人間が、危険回避能力を完全に備えた大人であるか、不完全な子供であるか、回避能力皆無であるだけに親などの監護者が監護すべき乳児であるかどうかの主観的な人的事情によって瑕疵の有無は異なってくる」のである。(遠藤博也・国家賠償法上巻)

このような被害者側の事情を含めた総合判断を行った道路の管理瑕疵に関する事例は、高知市道幼児用水路転落事件(昭和四八年五月八日)、尾張旭市道通学路側溝転落事件(昭和五四年七月日)、東京都歩道窪み歩行者転倒事件(東京地裁平成三年六月一八日)など多く存在する。(いずれも「道路管理瑕疵判例ハンドブック」(ぎょうせい)参照)。

さらに最近では、相当程度の判断能力を有する中学三年生の行動の予見可能性について判断した

一般国道三四号学童側溝転落事件(福岡高裁平成十五年七月一五日)が注目に値する。これは台風で記録的な豪雨時に中学三年生(当時一四歳)が豪雨の影響で浮き沈みをしている側溝を足で押しやりして遊んでいたところ、当該側溝に転落し死亡したという事件であるが、福岡高裁は「中学三年生といえば、好奇心旺盛であり、成人から見れば危険と思われる行動を試みる年頃である。本件水遊びの類は、誘惑的存在だったろう。」とした上で、「同行動が通常予測し得る限度を明らかに逸脱した異常行動であり、設置・管理者である被控訴人(国)にとって予測を超えた行動であったとうほどもない(最高裁昭和五六年七月一六日)」とし管理瑕疵を認めている。

国賠法二条は、危険責任の法理による無過失責任を謳うが、近年の裁判例、特に一審判決の例を見ると、被害者救済という観点から、同条を道具として設置管理者に賠償責任を認める例が多く目に付くようになってきた。同条が結果責任を問うものでない以上、「瑕疵」の有無の判断は個別具体的事情に沿って厳格に行うことが重要である。

道路管理者においても、今回紹介した裁判所の判断要素を参酌し、日頃より各道路の供用目的や利用状況等を十分勘案しつつ木目細やかな管理を行うことが肝要である。